

JIS

ヘヤドライヤ

JIS C 9613 : 2021

(JEMA)

令和 3 年 9 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 44.12.1 改正：令和 3.9.21

官 報 掲 載 日：令和 3.9.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 運転性能及び形態	2
4.1 始動	2
4.2 電圧変動	2
4.3 消費電力	2
4.4 風速	2
4.5 騒音	2
4.6 風量	2
5 安全性能	3
5.1 温度	3
5.2 絶縁	4
5.3 漏れ電流	4
5.4 耐落下衝撃性	4
5.5 耐久性	5
5.6 スイッチ	5
5.7 コードの折曲げ	6
5.8 コード巻取収納機構の耐久性	6
6 構造	6
6.1 構造一般	6
6.2 充電部	7
6.3 電気絶縁物	8
6.4 配線	9
6.5 部品	10
7 材料	11
8 性能試験	12
8.1 標準試験条件	12
8.2 始動試験	12
8.3 電圧変動試験	12
8.4 消費電力試験	12
8.5 風速試験	12
8.6 騒音試験	13
8.7 風量の試験方法	14
9 安全性試験	15

	ページ
9.1 平常温度試験	15
9.2 異常温度試験	15
9.3 絶縁抵抗試験	16
9.4 耐電圧試験	16
9.5 漏れ電流試験	16
9.6 耐落下衝撃性	16
9.7 耐久性試験	16
9.8 スイッチ試験	16
9.9 コード折曲げ試験	17
9.10 コード巻取収納機構の耐久性試験	19
10 検査	19
10.1 形式検査	19
10.2 製品検査	19
11 製品の呼称	20
12 表示	20
12.1 製品表示	20
12.2 包装表示	20
13 使用上の注意事項	20
附属書 A (規定) ヘヤドライヤ (タイプ B)	21
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 9613:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

ヘアドライヤ

Hairdryers

1 適用範囲

この規格は、定格電圧が単相交流では 300 V 以下で、定格周波数が 50 Hz 及び／又は 60 Hz であって、定格消費電力が 1 500 W 以下の送風装置及び電熱装置を内蔵した手持形ヘアドライヤ（以下、機器という。）について規定する。ただし、スチーム式、アイロン式などの特殊な用途のヘアドライヤは除く。

この規格では、適用する基準によって次の異なるタイプのヘアドライヤを、本体と**附属書 A** とに分けて規定する。

- a) タイプ A：我が国独自の基準を適用する。
- b) タイプ B：JIS C 9335-2-23 の基準を適用する。

注記 我が国独自の基準とは、電気用品安全法の技術基準の解釈（別表第八基準）である。

なお、本体（タイプ A）を適用する場合、**附属書 A**（タイプ B）の要求事項は適用しない。同様に**附属書 A**（タイプ B）を適用する場合、本体（タイプ A）の要求事項は適用しない。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1509-1 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）—第 1 部：仕様

JIS C 1509-2 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）—第 2 部：型式評価試験

JIS C 2520 電熱用合金線及び帯

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 3306 ビニルコード

JIS C 5101（規格群） 電子機器用固定コンデンサ

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8358 電気器具用差込接続器

JIS C 9335-2-23 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

JIS C 9603 換気扇

JIS K 2240 液化石油ガス（LP ガス）

JIS K 5600-5-4 塗料一般試験方法—第 5 部：塗膜の機械的性質—第 4 節：引っかき硬度（鉛筆法）